

産業廃棄物処分量の許可施設概要

2020年8月27日現在

都道府県	許可番号	許可の年月日	許可の有効年月日	処分方法	設置場所	処理能力		設置年月日	許可(届出年月日)	許可番号	廃プラ	金属くず	ガラス	木くず	紙くず	繊維くず	がれき類				
富山県	01628000671	平成29年7月28日	平成33年7月10日	破碎・選別	富山県高岡市福岡町本領1059-1他	廃プラスチック類	280t/日(8時間)	平成7年1月31日	平成7年1月31日	第6-010号	●	●	●	●	●	●	●	●			
						紙くず	80t/日(8時間)														
						木くず	238t/日(8時間)														
						繊維くず	56t/日(8時間)														
						金属くず	532t/日(8時間)														
				ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	336t/日(8時間)																
				破碎・選別	富山県射水市新堀34番11	廃プラスチック類	347t/日(14時間)	平成20年10月31日	平成19年12月10日	第19-013号	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
						紙くず	297t/日(14時間)														
						木くず	545t/日(14時間)														
						繊維くず	119t/日(14時間)														
						金属くず	1,120t/日(14時間)														
				ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	991t/日(14時間)																
				破碎・選別	富山県射水市片口高場5番1	廃プラスチック類	114.8t/日(14時間)	平成31年3月29日	平成30年10月25日	第30-002号	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
						紙くず	98t/日(14時間)														
						木くず	180.6t/日(14時間)														
						繊維くず	39.2t/日(14時間)														
金属くず	371t/日(14時間)																				
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	329t/日(14時間)																				
破碎・選別	富山県射水市片口高場5番1	廃プラスチック類	70t/日(14時間)	令和2年4月14日	令和2年2月28日	第元-006号	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
		紙くず	60.2t/日(14時間)																		
		木くず	110.6t/日(14時間)																		
		繊維くず	24.1t/日(14時間)																		
		金属くず	226.8t/日(14時間)																		
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	200.2t/日(14時間)																				
破碎(※3)	富山県高岡市福岡町荒屋敷536-1他	2.5t/日(8時間)	平成25年1月15日				●	●	●												
選別	富山県高岡市福岡町本領815-1他	91.6t/日(8時間)	平成15年3月18日				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
選別	富山県高岡市福岡町荒屋敷585-8	84t/日(8時間)	平成18年6月30日				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					
選別	富山県射水市新堀34番11	160.3t/日(14時間)	平成20年6月19日				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
選別	富山県射水市新堀34番11	83.9t/日(14時間)	平成27年12月10日				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
切断	富山県射水市新堀34番11	176.5t/日(14時間)	平成22年6月10日				●	●	●								●				
石川県★	01728000671	平成25年11月26日	平成30年11月25日	破碎	石川県白山市福留町477番2、外35筆	3t/日(8時間)	平成10年10月13日				●										
				破碎(※1)	石川県白山市福留町456番1、外35筆	220.5t/日(8時間)	平成19年7月17日	平成28年3月25日	第27-185号	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
				圧縮(※2)		163.7t/日(8時間)															

※1: 廃プラスチック類(硬質系廃プラスチック類に限る。)

※2: 廃プラスチック類(金属くずに付着したもの、軟質系廃プラスチック類に限る。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(金属くずに付着したものに限る。)

※3: 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(廃蛍光灯に限る。)(水銀使用製品であるものを含む。)

★ 優良認定の適合済み